

大和市水路に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第28号

大和市水路に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市水路に関する条例施行規則（昭和43年大和市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「がけ、のり面」を「崖、^{のり}法面」に改める。

第7条第1項第2号中「及び支線」を「、支線及び支線柱」に改め、同項第4号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に、「道路縦横断電線」を「道路横断電線」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1条例第9条第8号の規定に該当する場合の項第2号中「及び支線」を「、支線及び支線柱」に、同項第4号中「道路縦横断電線」を「道路横断電線」に、同項第16号中「へい」を「塀」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。